

(第一類 第一回国会)

第六十一回国会 内閣 委員会

(七五)

昭和四十四年二月二十日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 藤田 義光君

理事

伊能繁次郎君

理事

塙谷 一夫君

理事

大出 俊君

理事

受田 新吉君

理事

赤城 宗徳君

理事

内海 英男君

理事

野呂 恭一君

理事

古内 広雄君

理事

三ツ林 太郎君

理事

淡谷 勝藏君

理事

華山 親義君

理事

伊藤惣助丸君

出席國務大臣

外務大臣

農林大臣

通商産業大臣

國務大臣

科学技術庁長官

力局長

外務政務次官

防衛施設庁長官

科学技術庁原子

外務大臣官房長

農林政務次官

農林大臣官房長

通商産業政務次

官房長

委員外の出席者

専門員

茨木 純一君

二月十九日

委員岡田春夫君辞任につき、その補欠として山中音郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山中音郎君辞任につき、その補欠として岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

同月十八日

靖国神社国家護持の立法化反対に關する請願(阿部助哉君紹介)(第六四五号)

同(石橋政嗣君紹介)(第六五九号)

同(岡本隆一君紹介)(第六五六号)

同(神近市子君紹介)(第六五七号)

同(唐橋東君紹介)(第六五八号)

同(河野正君紹介)(第六五六号)

同(小松幹君紹介)(第六六〇号)

同(齊藤正男君紹介)(第六六一號)

同(中井徳次郎君紹介)(第六六二号)

同(横山利秋君紹介)(第六六三号)

同(阿部助哉君紹介)(第六六五号)

同(石橋政嗣君紹介)(第六六六号)

同(岡本隆一君紹介)(第六六七号)

同(神近市子君紹介)(第六六八号)

同(唐橋東君紹介)(第六六九号)

同(河野正君紹介)(第六七〇号)

同(小松幹君紹介)(第六七一〇号)

同(唐橋東君紹介)(第六七二九号)

同(横山利秋君紹介)(第六七三三号)

同(阿部助哉君紹介)(第六七二九号)

同(中井徳次郎君紹介)(第六七二九号)

同(河野正君紹介)(第六七二九号)

同(阿部助哉君紹介)(第六七二九号)

同(唐橋東君紹介)(第六七二九号)

同(横山利秋君紹介)(第六七二九号)

支那事変における金錢勲章受章者の特別措置に関する請願(池田清志君紹介)(第六六五号)

同外二十一件(細田吉藏君紹介)(第六七八〇号)

同(渡海元三郎君紹介)(第六八一〇号)

同(久野忠治君紹介)(第八四五号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○藤田委員長 これより会議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に關する請願外三件(川村継義君紹介)(第六六七号)

同外四件(浜田光人君紹介)(第六六八号)

自憲法の確立等に關する請願外一件(金子岩三君紹介)(第七〇三号)

一世一元制の法制化に關する請願外一件(戸叶里子君紹介)(第七八二号)

同(山下榮二君紹介)(第八一一号)

靖国神社國家管理反対に關する請願(谷口善太郎君紹介)(第八一八号)

同(松本善明君紹介)(第八〇九号)

は本委員会に付託された。

議録第三号

十 林業構造改善事業に關し指導及び助成を行なうこと。
第六十一条第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げる。第二号の次に次の二号を加える。

三 林業經營の改善を図ること。

第六十二条第九号中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。

第六十三条第四号中「第六十一条第三号」を「第六十二条第四号」に改める。

第六十七条第二号中「營林の指導並びに森林治水事業」を「營林についての技術相談並びに森林治水事業の実施」に改める。

第六十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、政令で定める營林局に、同項の經營部及び事業部に代えて、經營事業部を置く。

第七十条第一項第二号中「營林を指導すること」とを「營林についての技術相談に關すること」と改める。

第八十二条第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定中「農林研修所」を「農林研修所」に改める部分の規定、第三条の二の次に一条を加える改正規定並びに第八十二条の改正規定は公布の日から、第十一条の改正規定中「植物ウイルス研究所」を「熱帶農業研究センター」に改める部分の規定、第二十二条の四の次に二条を加える改正規定及び第三十三条の改正規定は昭和四十四年十月一日から施行する。

2 地方行政連絡會議法（昭和四十一年法律第三十号）の一部を次のよう改正する。
第四条第一項第四号を次のよう改める。

四 地方農林局

農林省の本省の附屬機関として熱帶農業研究センター及び農業者大학교を新設するとともに、地域農林行政の総合的な推進を図るため地方農政局を地方農林局に改組し、あわせて統計調査事務所及び營林局の機構を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

対策は今後一そろ強化する必要があると考えられます。このため、農林省みずから、専門の教育機関として農業者大학교を設け、現在農業に従事している青年に対し、将来自立經營のない手として、地域農業の振興に役立つことができるよう、程度の高い教育を施すこととしたのであります。

第三は、農林省本省の地方支分部局である地方農政局を地方農林局に改組するとともに、あわせて統計調査事務所の機構を整備することあります。

八号）の一部を次のよう改正する。

第四条第一項第四号を次のよう改める。

○藤田委員長 まず、趣旨の説明を求めます。長谷川農林大臣。

○長谷川国務大臣 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の付属機関として熱帶農業研究センターを新設することとあります。熱帶農業に、地域的なきめのこまかい林野行政と総合的な進歩であるわが国の立場より見て、熱帯、亜熱帯の開発途上にある國々の農業の發展を助けるため、より一そろ推進するより、内外から強く求められております。このことはまた、稻作をはじめとして、多くの面でこれら地域の農業と共通の問題をかかえているわが国農業の研究分野の拡大と研究水準の向上に役立つものと考えられるのであります。政府は、從来からこれら地域への研究者の派遣などの方法により、研究の推進をはかつてまいりました。このたび、さらにこれを一そろ充実するため、熱帶農業に関する試験研究を効果的に進めるための中心的な組織として熱帶農業研究センターを設置することにしたのであります。なお、熱帶農業研究センターは、沖縄に支所を置くことにしております。

第二は、同じく農林省本省の付属機関として農業者大학교を新設することとあります。

わが国の農業及び農村を近代化していくために、この法律案におきましては、効率的な業務運営を行なうため、種畜牧場整備の一環として高知種畜牧場を廃止することとしておりま

す。また、輸出品検査所の事務に日本農林規格に開する事務を追加すること、神戸肥飼料検査所の大坂市への移転により名称などを変更すること、南西海区水産研究所の位置を変更することなどのたゞとめてまいりました。しかしながら、若い農村青少年の流出は依然として続いているが、農業後継者対策は今後一そろ強化する必要があると考えられます。このため、農林省みずから、専門の教育機関として農業者大학교を設け、現在農業に従事している青年に対し、将来自立經營のない手として、地域農業の振興に役立つことができるよう、程度の高い教育を施すこととしたのであります。

第三は、農林省本省の地方支分部局である地方農政局を地方農林局に改組するとともに、あわせて統計調査事務所の機構を整備することあります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○藤田委員長 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古内広雄君。

○古内委員 ただいま議題になつております外務省設置法の一部を改正する法律案と在勤法の一部を改正する法律案で若干質問をさしていただきま

す。

まず第一に外務省設置法の問題でござりますが、儀典長を新設する理由として、外國要人の賓、公賓等としての接遇とか在京大公使の接受等の事務が非常に増加しているということで儀典長を新設せられる。そして外交上の儀礼に開する事務を総括整理するため、儀典上の面で外務大臣の代理をなし得る格の高い職として儀典長を新設するといふことでございますが、もう少し具体的に、たとえば昨年一ぱい、四十三年度一年くらいたとてみて、一体どのくらいの回数で國賓とか公賓が来日しているか、その人数、おおよそのところでよろしくございます。それからまた來賓の地位、たとえば皇族であるとかあるいは総理大臣であるとかいろいろなことを、ひとつごく

簡単でよろしくどうぞ、いますが教えていた。だきた
。

第二点は、一体そのような場合に、これらの国賓と公賓というものは平均して何日くらい日本に滞在することが例なのか。またその場合に、儀典側として一体どの程度のめんどりを見なければならないのかということをございますね。要するに、おそらく日本に来られる連中は公式の滞在とそれから非公式なプライベートな滞在とあるんだろうと思いますが、そういうようなことで一体どの程度まで儀典側のほうで世話をなさることになつてゐるのか。

あるいは公賓の来日される予定。この三点に關して
まず簡単でよろしくござりますが、お答え願
います。

○田中(六)政府委員 第一点の格は、大体現在設
置されております外務審議官と同格の大使級を當
てる予定でござんまして、四十四年度で國賓の來
日する予定は現在のところアフガニスタンの国王
とそれからインドのネール首相が来られる予定で
ござります。

それからこれらの人々の國賓の滞在の日程でな
ざいますが、そら長くおるということはほとんど
なく、約一週間から長くて十日間程度でございま
す。

○齋藤(録)政府委員　お尋ねの最後の点についてお答え申し上げますが、この接遇の内容につきましては、國賓、公賓いろいろ種類がございまして、國賓の第一、國賓の第二、それから公賓の第一、第二がございます。國賓の第一は御承知の元首でござります。國賓第二は、總理またはこれに準ずるものということであります。さらに公賓のほうにつきましては、第一は皇室ないしは王室の方、公賓の第二のはうは閣僚でございます。これらの基準に従つて接遇の内容を変えておりますが、原則といたしまして日本の皇室が御關係にない

るかどうかといふことによつてその内容がだいぶ
変わつてしまひります。両方共通の点につきまして
さいます。
それか

は、空港の送迎それから宮中または総理による御接待及び関西旅行あるいは工場見学あるいは日本の文化、これは観劇も含めまして、そういうつたものを行ないます。またその場合に政治、経済ないしは文化的な協議が行なわれることがございます。それから差別につきましては、ただいま申し上げましたように宮中の関係が主でございまして、その他の点については大体同じようなことをやつております。

○古内委員 その差別のことでございますが、要するに宮中に参内するかどうかが差別だというわ

けでござりますか。

○古内委員 先ほどちょっとと述べられたと思うの
でございますが、格の高い職ということを言って
おりますが、これがござつて、お見送りがあるとい
ふことになります。このままでござつては困る
からとござつて、お見送りをお出し下さい。

おられますけれども、一體との程度の地位の人を
考えておられるのか。
またそれと関連して、ごく數カ国でよろしくう
ございますが、おもなる外国の例、たとえばヨー
ロッパの二つ三つ、アメリカ等の例をひとつ伺い
たいと思います。

○田中(六)政府委員 古内委員も御承知のよう
に、いままでは儀典長といいますと政令職による

ものでございまして、格が非常に低い。日本はこのころ近代化してどんどん外国の使臣が来られる、元首が来られるというのに、大臣が斎場でございましてし、それに見合う人がどうしてもほしいということが改正の趣旨でございましたが、いずれにしてもそういうことで設置法をお願いしていいわけでございます。そういう意味の格上げということで、大使クラスのあるいは大使を卒業した人、そういうような人を格づけしておるわけで

それから主要国十五ヵ国がいつを列こります

と、一十五カ国と申しますとアメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、イタリア、タイ、中華民国、パキスタンなどを見ますと、十五カ国のうち十四カ国が、すでにちよどわが国でいま私どもが皆さまにお願いしております儀典長の格を持つておる国でございます。やや下回るもののがスウェーデン一国で、ほとんど主要国が法律職による儀典長という状態でございます。

○古内委員 そうすると、今度はそういう地位の方が儀典長になられましたら、たとえば國賓とか公賓とかおいでになるときの送迎なども全部

儀典長で間に合うのか、あるいはまたどの程度に外務大臣のいまの負担を軽減することになるか。ごくかいつまんでよろしくうござなまづがお容

○田中(六)政府委員 困窮あるいは公費が来日した場合は、首席接伴員あるいは接伴員として実質上接伴の事務全般を主管するのが儀典長の大きな目的でございまして、そういう趣旨で実行し、大臣はまた国賓——結局大臣を十分補い得るという點でござつてしまふ。

立場にわれわれは考へておるわけござります。特に来年は万博がございまして、いま参加国が七十カ国予定されております。そななりますと、やはりそういう国々の代表、普通ならば國賓に当然値するような人々の来日も予定されておりますし、それも十分勘案の上今回の措置をお願いして

○古内委員 関連してもう一つ御質問したいの
おるわけでござります。

○齋藤(綱)政府委員 接遇の内容につきましては、閣議決定で外務大臣の発議で行なわれます。それから公賓につきましては、閣議了解できめられます。が、家族を含めまして賓客及び十五名をこえない随員の招待期間中の接遇に要する経費は日本側が負担する。

側が負担しない。第一は、賓客一行の本邦外の旅行を要する経費、それから賓客一行の本邦外との

通信に要する経費、第三に、賓客側の主催する行事に要する経費、これは賓客側が日本側を招待するというような場合の経費は負担しない。それから賓客の在本邦外交官が賓客の接遇に要する経費、わがほうで提供する以外の自動車を雇つたり何かするといふような場合にはこれを負担しない、大体そういうことが国賓の場合の要領でございます。

を含めて、いまアンカレッジを通過してヨーロッパへ往復する日本人の数も非常にふえておりますので、ここに美館を直ぐといふことはよくわかる

のでござりますが、そのほかにも、近年あの辺へ日本企業が相当進出しつつあるということを聞くのでございますが、一体どの程度に日本企業が現時点において進出しているのか、まあおもにどのような企業が進出しておりますのか、また将来に対する見通しなどござりますれば、ひとつお答え頂く、この問題について、ミト。一二三、七二

願いたいと思うのでござります。名して、それは
関連して、もし日本企業の進出といふような観点
からも非常に重要な領事館であるということであ
れば、その領事館に派遣する人員なども、大いに
経済に明るい人などを考へるつもりなのかどう
か。そういうことをひとつ伺いたいと思います。

○田中(六)政府委員 アラスカは日本から非常に近いところにござりますし、その上天然資源と申

しますか。そういうものに恵まれておる州でございます。特に森林関係、それから石油、天然ガス、水産物もそろでござりますが、これらが日本に非常に密接な関係がございまして、四十三年曆年で見ますと、アラスカ州の輸出の四分の三は日本、それから日本からアラスカが輸入しているのが四四%、約半分近いわけでござります。そういう非常に密接した経済関係にございまして、したがつてわが国の商社もかなり出ておりますと同時に

に、各会社、在留邦人、学生なども含めまして百二、三十名の日本人がすでに滞在しておりますし、そういう貿易、経済関係から、すでに三年前にアラスカの東京事務所というものがございました。向こうもアラスカの州の事情を日本に説明し、PRし、それと並行して日本もそういう経済体制、日本にない資源——ほとんど日本は資源はないのですが、そういう面から切っても切れない関係がますます深まりつつあるという現実でございます。

それから第二番目の、総領事館にどういう人間を持つていくかということは、第一段目の経済の交流が非常に深い、これを深めていかなければならぬという観点からしますと、当然こういう経済問題に造詣の深い人をぜひとも私どもは選ばなければならぬと思つております。したがつて、そういう方針のもとに人選を進めております。

○古内委員 それでは次に、南イエメンの大使館設置、これは実館ではなくて兼館であると聞いておりますが、この南イエメンというような国が一体日本にどの程度重要性があるのか。それで一体在留日本人とか商社というのは、多少いまでも行つておりますのかどうかといふこと、それから南イエメンの政情など、簡単でよろしくうなさいますがお答え願います。

○田中(六)政府委員 南イエメンはアラビア半島の南端でございまして、私も実は昨夜地図を見て、ああこういうところにあるのかといふような国でございまして、人口が百五十万、私の選挙区の北九州市が百万でございますから、それにちょっと毛のはえたような国で、在留邦人は全くいないのです。こういうところにどうして認めたか、こういうようにするのかといふことが考えられます。ただ水産資源が非常に豊富で、日本の船、そういうものが漁業のために出かけておりますし、そういう関係でぜひとも漁業資源を確保し、これから先も密接な関係を持つていかなくちやいかぬ。

国情そのもの、政情はどうかといふ尋ねで

ざいますが、政情は、これは非マルキスト社会主義を唱えております。民族開放戦線といふ、一応

非常に社会主義的な國のようでございますが、国際的には非同盟政策を標榜しておりますが、国に安定した政策のようでございます。

○古内委員 次にもう一点外務省設置法についてお尋ねしたいことは、国際関係は今後ますます複雑化してまいりますし、そこでその複雑化に応じて、いま外務省としてまた機構を変えていく必要を感じておられるかどうか。特に私ども感ずることは、いまでも軍縮関係とかあるいは科学技術関係などを考えてみると、いままでよりもどん仕事の内容が複雑になつていくんじゃないかと思うのでございますが、そういうようなことで、特にいまの軍縮関係とか科学技術関係にしほつてけつこうでござりますが、現在の機構と、将来そういうものを外務省の希望としてはこういふふに持つていただきたいということがあれば、ひとつ簡単に言つていただきたいのです。

○田中(六)政府委員 外務省そのものの希望でございますが、この点につきましては官房長のほうがより以上に切実な問題だと思ひますので、官房長にちょっとと答へさせます。

○齋藤(錦)政府委員 お答え申し上げます。

第一点は、たゞいま外務省には九局三部ございまして、その局と部は大体地域的な局と機能的な局とに分かれていますが、外交機能といふものが最近御承知のように複雑になりまして、ある地域だけの事務あるいはある機能だけの事務といふものがなくて、むしろ相互に関連し合つてきて、いろいろ事務が多くなってきております。そこでこれから統合して一つのまとまつた政策として持つていくという意味におきまして、いわば企画機能と申しますが、あるいはもつと高く申し上げますと総合政務的な仕事が非常に大切になつてしまつたわけでござります。こういう機能につきましては、從来外務省

が必要があるのでないか、これが第一点でございます。

第二点は、先般すでに実行いたしましたけれども、政治と経済といふものを切り離して事務をとるのではなくして、これを一體的に進めたいといふことで、一応この問題は解決いたしましたけれども、いまやつております方法でいいかどうかと

いうことを今後とも見ながら進めてまいりたいと、いうように考えております。

それから第三点は、いま御指摘の問題でございまして、いわば軍縮問題と科学問題といふように、いふふに持つていただきたいといふふが、どちらの課で行なわれておるのか、あるいはそういう課がないのか、ないとすれば今後どういうことを希望されるのか、簡単にひとつ伺いたい。

○齋藤(錦)政府委員 ただいまお話しのような点は情報文化局の国内広報課といふところやつております。それと報道課といふのがございまして、報道課が毎日の仕事の、国民への普及といふことをやつております。おのの一つずつの課であります。それが一つの局の中で一緒にやつております。これが一つの局の中で一緒にやつてあるといふことでやはりものの考え方が混淆しているおそれがあるのではないかといふふに考へております。

○古内委員 それでは次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について若干の御質問をいたします。

まず住宅手当を別にされたということが今まであると了解しますが、これによつてどの程度に在外職員の住宅問題が改善されるのであるかといふこと。それからこの住宅手当といふのは、原則として実費を支給するというところが、改定の要點のようにならがうですが、これによつてどの程度に在外職員の住宅問題が改善されるのであるかといふこと。それからこの住宅手当といふのは、原則として実費を支給するというところが、改定の要點のようにならがうですが、これによつてどの程度に在外職員の住宅問題が改善されるのであるかといふこと。それからこの住宅手当といふのは、原則として実費を支給するというところが、改定の要點のようにならがうですが、これによつてどの程度に在外職員の住宅問題が改善されるのであるかといふこと。それからこの住宅手当といふのは、原則として実費を支給するといふことによって、皆さま方外交官が体面を維持できるような住宅に住めることになつたのかどうか、その点をちょっとお答え願いたい。

ですが、現在の情報局は主として日々のニュースを中心として内外の記者と接觸しておられるといふ、それがいまの情報局のおもなる任務だと思ふ。ただれども、またそうでない、日々のニュースにとくに関係のない根本的な問題で、日本のたとえば安保問題であるとか、あるいは沖縄の問題であるとか、その他いろいろな問題で日々のニュースにとらわれない根本的な日本の問題について、ことにそれが外国と非常に関係のあるものについて、特にそういう問題を国内に啓発するというような仕事は、現在外務省のどの局で——やはり情報局だ

ます。それと情報局との局で、その課で行なわれておるのか、あるいはそういう課がないのか、ないとすれば今後どういうことを希望されるのか、簡単にひとつ伺いたい。

○齋藤(錦)政府委員 ただいまお話しのような点は情報文化局の国内広報課といふところやつております。それと報道課といふのがございまして、報道課が毎日の仕事の、国民への普及といふことをやつております。おのの一つずつの課であります。それが一つの局の中で一緒にやつております。これが一つの局の中で一緒にやつてあるといふことでやはりものの考え方が混淆しているおそれがあるのではないかといふふに考へております。

○古内委員 それでは次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について若干の御質問をいたします。

まず住宅手当を別にされたということが今まであると了解しますが、これによつてどの程度に在外職員の住宅問題が改善されるのであるかといふこと。それからこの住宅手当といふのは、原則として実費を支給するといふことによって、皆さま方外交官が体面を維持できるような住宅に住めることになつたのかどうか、その点をちょっとお答え願いたい。

○田中（六）政府委員 古内議員も体験上から十分御承知だと思いますが、いままでわが国の在外の公務員の、手当といふものじゃなくて一つの俸給ということでありましたが、国会の御審議を通じてこれを手当にしろということで、その趣旨に沿いまして今回手当としたわけでございます。

先御内のように、住宅手当はいろいろの外国によつて違ひます。特に在外公館あるいは外の公務員が住む場合は、その国でも、日本でもそろですが、非常に家賃が違つてくる。そういう点も勘案しまして、どうしても住宅というものが外交活動の本拠になるという趣旨から、いままでは、

日本もそうですが、諸外国においても、住宅は官給の場合とあるいは実質補償等の特別の処置をとつておるわけでござります。特に外国人住宅賃料は、物価の値上がりとは違つた——先ほど申しますように違つた角度から取られるというような点で、それも勘案いたしまして今回の措置をとつたわけございますが、それによってどの程度の増額

○古内委員 それでは非常に家賃の高い国、アメリカなどはそらだと思いますが、そういうところでも、この手当の支給によって、今度は相当体面を維持するだけの住宅に住み得ることになったとおもふべきでござります。

それからまた、ちょっと関連いたしますが、日

の改正で触れたのか、あるいは今後触れようとな

୧୦

○田中(六)政府委員 御案内のとおり婦女子の海外への教育は、外務の公務員以外にも商社その他在留邦人が頭を痛めている問題でございまして、私も今回この婦女子の子弟の教育の補助金について十分考えて、予算に計上をお願いしようときまして

いう考え方をもつて、鋭意折衝したわけですが、予算のワクというものに縛られまして、婦女子の子弟の予算は葬られたわけでござりますが、これは私どもとしては望みを捨てておるわけではございません。来年度予算にはぜひこの点の予算を計上してもらいたいと思います。

それから日本人学校の実態でございますが、小学校、中学校に準じた教育を、昭和四十三年度現在を見ますと、世界に十九校が設立されておりまして、その在外子弟は約千三百名、教師が百十三名にのぼっております。しかしこれとてもまだまだ足らない状況でございまして、最近は家族を同伴して諸外国に在留する者がふえておりますの

○齋藤(鍼)政府委員　主として発展途上国でございます。もつと具体的に申し上げますと、アジアで、子弟教育の充実強化という点は、ぜひとも必要であるという段階でございます。

○古内委員　相当の数の日本人学校が世界にあるようですが、大体重点にどこの地区に多いのですか。

地域が一番多いわけでござります。
なお、中南米におきましてもそぞういう希望が非常に多く出てまいりましたので、四十一年度におきましては、ジャカルタ、リマ、サンパウロ、シドニー、この四校を考えております。

○古内委員　関連して、共産圏におられる方々の教育はどうしておられますか、もちろんその都市の学校には入れないとますが。

○藤原（鍾）政府委員　実は子女教育手当といふものを考えましたのは、主としてそういう地域のたいわゆる西歐の諸国に子弟を送つておるがあるいは内地にとどめておるわけでござります。外交

活動を万全に行なわしめるためにどうしても婦女子を同伴する必要がござりますので、子女手当も考えて西欧のほかの諸国に留学できるような措置を考えるということがやはり一番大切ではないかというように考えております。

○古内委員 どうもありがとうございます。

○藤田委員長 大出俊君。

○大出委員 本来ならば国政調査という形で理事会にお願いをして、一日日にちを取つていただき思つたのでありますけれども、審議の停滞という点も考えなければなりませんので、設置法と関連をいたしまして、二、三點お聞きしておきたいのあります。

私、実は横浜の出身でございますので、横須賀の隣におりまして事あることに横須賀にひっぱり出されまして、基地内の状況につきましてあるいは湾内の状況につきましても、あるいはモニタリングポストなりポイントなりの問題につきまして、あるいはモニタリングポート等の状況につきましても私は何回となく実は見てきておるわけでございます。ところが最近の状況をながめてみますと、あまりといえどもだらめさかげんに腹が立つ状態にありますと、連日のように異常放射能が報告をされる、こういうわけなんであります。

そこで、実は外務大臣に少し突っ込んで御回答をいただいておきたいのですが、今回、海中で二回、地上で十回ぐらい一昨日までに異常放射能が記録されております。これについての米側への申し入れというのは、これは科学技術庁と御相談の上で外務省を通じていろいろな形になると思ひますけれども、具体的にいつてどういうふうに米側にお話しになつたのか、また口頭なのが文書なつかであります。項目等についても率直のことろどうなんだといふうに、ひとつまずお知らせをいただきたいのあります。

○愛知國務大臣 科学技術庁長官からいろいろ御説明があることと思ひますけれども、お求めに

よりまして私どものほうでいたしておりますことを御報告申し上げたいと思ひます。

まず一月十三日から十六日の間にプランジャーが横須賀に寄港しました際に、レーダーによる異常に米国大使館に申し入れをいたしました。さくそく科学技術庁からの御要望がありましたので、外務省といたしましては一月下旬、原潜の寄港中は測定器に異常を及ぼすような強力なレーダーを使わないよう米国大使館に申し入れをいたしました。具體的にどのよろなレーダーということにつきましては、現地で科学技術庁と米海軍が話し合うことになりました。

それから二月十日、ハドック寄港に際しまして、レーダーによる平常と異なる値が記録されました。

それから二月十一日、横須賀に移動せら

れたいということを当方から申し入れましたが、これは米側として困難である、こういう回答でございました。

もう一つは、イリジウムを使用する時間はあら

かじめ日本側に伝える、こういうことになります。

それから十七日月曜日は、横須賀におきまし

て、午後二時三十分から、科学技術庁、外務省担当官が米側海軍当局と会談いたしまして、レーダー

それからイリジウムなどによって測定器に影響

を与えないように、レーダー、イリジウムなどの技術的な問題点について話し合いが行なわれました。

それから、ところが十八日火曜日に再びレーダーが測定器に影響を与える事例が生じました

で、外務省は、いま前に申しましたような点につきまして、レーダーに関する部分についての話し合いを再確認をいたしたわけでございます。

十八日現在までの米側との接触の状況は以上のとおりでございます。

それから、十八日火曜日に再びレーダーが測定器に影響を与える事例が生じました

で、外務省は、いま前に申しましたような点につきまして、レーダーに関する部分についての話し合いを再確認をいたしたわけでございます。

十八日現在までの米側との接触の状況は以上のとおりでございます。

らやらないのだけれども緊急を要すると思うので、プレイヤー号でイリジウム使用検査を行なうので特別に協力をしてくれ、これは米側の回答でございました。

そのうち、アーリヤー号の停泊の場所を移動せら

れたいということを当方から申し入れましたが、これは米側として困難である、こういう回答でございました。

もう一つは、イリジウムを使用する時間はあら

かじめ日本側に伝える、こういうことになります。

それから、アーリヤー号の停泊の場所を移動せら

れたいとすることを当方から申し入れましたが、これは米側として困難である、こういう回答でございました。

いわゆるだけれども緊急を要すると思うので、そういう意味で、私は突っ込んだ御回答をいただきたいと思って質問しておりますので、あらかじめお含みをいただきたいと思います。

そのうち、アーリヤー号の停泊の場所を移動せら

れたいとすることを当方から申し入れましたが、これは米側として困難である、こういう回答でございました。

別委員会関係の方々、また基地対の方々、国会議員等々が現地へいま調査を行つておりますが、この二十四日には県会もこの問題で臨時県会を開くわけですから、ますます食い違つて混乱をするということになると、いろいろな意味で与える影響が大でございますので、いま申し上げた点をはつきりお答えいただいて、その上で食い違いは私も現地に出かけていつて一つ一つただしたい。いまお話しのウイルキンソンにいたしましても現地の米海軍の方々にいたしましても、私はちょいちょいお目にかかるりますから、ひとつ確かめて誤解を解いていただきたい、そして将来に向かつてただすべきものはただしていただきたい、このことを私どもも言わなければいかぬと思っておりますので、ぜひひとつ——私のほうにも記録がござりますのでお伝えをいただきたい。

からいえは御不満や御不審の点もあらうかと思ひます。私としても誠意を尽くしてこれからも車に当たりたいと思います。具体的な点で御要望や御不審の点がございましたら、私だけでお答えのできないことも多々あらうかとも思いますけれども、どうかひとつ御遠慮なくお尋ねいただきたいと思います。

○大出委員 私も、実は愛知科学技術庁長官当時に安全性につきましてずいぶん念を押したつもりでございます。当時は私も現地に参りまして、市民の皆さんのお宅まで歩いていて御意見を聞いておりました。また愛知さんなり椎名さんなりが私の齊周にお答えになつたことを伝えたり、私自身でかれこれ当時二百軒歩いております。実はそういう事情にありますので、誤解はあくまでも誤解として、明確にさせておきたい。それから、将来、どうしても直していただきなければならぬ点は、金がかかるつてもお直しいただきたい。その上で、イデオロギーの相違もありますから、賛否のあることはいたしかたありませんが、そこまではやりたい、そういう気持ちでございます。

そこで、現地のJ・L・クリーブランドという中佐、この方が在日日本海軍指令部報道部の部長さんでございます。J・L・クリーブランド中佐でございます。その方と、先ほど私の申し上げましたように、私の懇意な神奈川新聞の現地の支局長さんが一問一答をやっておられる。これは公式にやつたのですからそ偽りはございません。ところが、ここで現地の部長さんが明らかにされておりますのは、この事前報告などという、事前にチエックする、あるいは事前に通知をする、レーダーを使うとか、アイソートープを使うとか、あるいはイリジウムを使うとか、そんな約束をした覚えは毛頭ないとはつきり言つております。その中で言つておりますのは、それじゃアイソートープについてはどうなんだと言つて、使用する三時間前に予告をすると約束したと言つてゐる。これはやつておる。それからレーダーについては、この五百

何十隻も船が入っているので、入ってくれば全部レーダーを使って、レーダーの試験をやるんだ。そんなものはチェックのしようがないじゃないか。しかも、試験をやらなければ出航はできないんだ。つまり、横須賀は基地なんだから、修理もしなければいかぬ。だから港に入つてくるときにはレーダーを使つ。停泊していくてもレーダーを使つ。レーダーの試験をやるんだ。そして悪ければ直すのだ。そういう軍としての任務を持っているんだ。だとすると、レーダーを使うといつても、事前に通知をしろといつたて、そんなものはできることははない、だから、約束をしたと言つけれども、そんなことは一切ないと言う。そりなると、あれだけレーダーがやたらに使われたのは、これはとてもじやないが調査はできない、不可能だということです。そこらの食い違いが非常に大きいやうございますので、そこらは一体どうなつてあるんだ。科学技術庁長官を含めまして御答弁を願いたいと思います。

から放出した一次冷却水によつたものでないといふことは、きわめて明らかになつておるわけあります。

しかば、なぜこの異常値が検出器にあらわれたかと申しますと、先ほど来お話をなつておりまするようなアイソートープですね。イリジウム192のこのアイソートープのガンマーラインによつて——このころはちょうど、御案内のように、人間の胸をレントゲン写真をとるように、鉄管でも何でもガンマ線で写真がとれる。すでに我が国の国内におきましても、あるいはボイラーの鉄管、あるいは日本航空の飛行機のプロペラのシャフトの検出、あるいは船の溶接、あるいはまた鋼管の溶接、各方面に使われておりますて、これにつきましては、御案内のように放射能障害防止の基準法をきめまして、一定の基準内でなければならぬということになつておるわけであります。

ところで、今回アメリカが基地の中において、駆逐艦の母艦においてイリジウムのガンマーラインを使っての検査をする。英語で言えどもノンデストラクティブテスト、非破壊検査ということで、探傷検査をする。これは、ある意味において、あそこのへたくさんの船が入ってきておるからやむを得なかつたろうと思われますが、その中で使つたのも、私どものほうで法律できめている基準の外に出ておらない。人体に対する安全性その他は十分考慮してやつておるようありますから、これは御案内のようにアイソートープの放射能ですから、放射能の検出機器に直接響くのはしかたがない。とめようがない。

それから、それだけかと申しますと、そのほかにいまのレーダー、これは電池のノイズであります。が、放射能の測定器は、御案内のように放射能をそこで感ずるのでされども、電気に変えて入るようになつておるのでありますから、そこにはレーダーの電波が来るというと、これを防ぐわけにいかない。これはあとでもまたお話があるかもしれませんと思うのですが、この点については、レーダーの影響というものを遮断するような設備をさ

たらしいじゃないかということを過去においてた
が、私たちのほうでこの機器の製作を注文する際
に、そういう条件を固くつけたのですけれども、
日本で一流のメーカーですけれども、これには
シャッポを脱いでしまったのです。これは今まで
はできないということでシャッポを脱がれてしま
ったのですから、今日では、機器におきまし
て、レーダーの電波を遮断する設備はできないわ
けです。これは非常に遺憾ですけれども、現在の
わが国の科学技術の水準と、こういう機器をつく
る業者の水準からいって、これはしかたがない
じゃないか。しかたがないからといってこれはほ
うつておくわけではありますけれども、そりい
うことがありまして、私たちの機器に対する影響
は、一次冷却水が出ればもちろんこれは響きます
が、そうじやないということはいろいろなことが
ら明らかであります。ですから、残っているところ
の、いまのイリジウム192のアイソトープのガン
マ一線である、これが一つ、それからレーダーの
ものと、この二つが原因になつたわけですね。
そこで、私どもは、人体にはある程度のものな
らば全然影響はないと思っておりますけれども、
先ほど来お話しのように、横須賀の市民の方々
が非常に不安に思つておられる。また、大出
さんその他の方々が皆さん御心配になつておられ
る。これは無理からぬことですが、これは科学的
に見ますと人体にほとんど影響はないものだが、
不安は不安として何とかしなければならぬ。そこ
で、私どものほうは、外務省のほうにお願いいた
しまして、先ほど愛知大臣から詳細にお述べにな
りましたように、原潜の入つていてる間はこの検査
機器に影響があるような行動はとらないようにな
つたて申し入れたことは外務大臣から御説明が
あつたとおりであります。

か、外務大臣がおつしやったように、現地で交渉することにまかせるかという問題がござります。私どものほうからは、この班長である赤羽君といふ放射能課長がちょっとかぜを引いておつたものですから、根岸君というのがかわりに行っておりました。それで、赤羽君がかぜがなつて、いま向こうへ行つておるのですが、現地におきましては、私どもの課長の程度ですから、向こうの交渉相手としては、さつきもお尋ねがありましたが、ピースという參謀と会つているようです。そこで、愛知大臣がおつしやったように、原潜がいる間は、検査機器に影響のあるよくなレーダーでも、あるいはアイソートープの問題でも、なるべくやらないようにしてもらいたい、こういう申し入れをやりました。ところが、私どものほうで聞いておりますところによりますと、それはイリジウム192を使うほうのことは事前にひとつ通告をすることにします。しかしまおお話がありましたように、もう數十隻といいますか、私ども数はよくわかりませんが、たくさんの船が出たり入つたりしている。それでレーダーというものは、今日、船の航行にあたりましてはどうしてもこれを使わなければならぬあれになつてゐるものですから、それをこれだけの数多くの船が使う。それを一々あらかじめ知らせるといふよろなことはできない、こういうことを言つておられるわけです。しかし、そのほかの対空射撃のあれとかそういうものは、向こうでは言つております。それはこちらの言い分を聞いてくれると思いますが、航行用のレーダーといふものは、あらかじめ知らせるといつてみたつて、たくさんのお船がみな動くたびにそれを使うのだから、それをあらかじめ知らせるることはできない、かよくな向こうの話であつたと私は報告を受けております。そんなよくなわけで、できただけひとつ不安のないようにして、いずれにいたしましても、原潜の一次冷却水から出た放射能でないということだけは明らかになつたわけであります。

りますので、私も簡単に質問いたしますが、いままで
科学技術庁長官から原潜から出た一次冷却水ではないといふお話をありました。これも調べてみるとまことに不明確なんですね。これは愛知さん
がいにしえ科学技術庁長官のときに私は何べんもくどいよろしく申し上げたが、とにかく相手が軍艦であるだけに立ち入り検査はできないのですね。
どこから一体一次冷却水が出てくるかということを明らかでない。船のどこかと云ふことが明らかでない。全くわからない。そななると水中シンチレーション等を使って調べていますけれども、的確にそこにいつているのかどうかもわからない。私は現地に行って担当者に一々聞いてみた。ほんとうにわからないというんですよ。しかも、いま電気ノイズのお話が出来ましたけれども、行ってみますとおわかりだと思います。おそらくお二人とも行かれたことはないと思うのだけれども、私はこらいうときにはやはりどなたか責任ある方が、
科学技術庁長官なり外務大臣なり、「へん行つて見ていただかなければならぬと思う。これだけ大きな字を使つていて、「市議会、きょう対策協議」の不安高まる」「米軍に非難の声」こんなに大きな字を使つていて、「市議会、きょう対策協議」なども、「第一回トップに「レーダー」事後届け出の約束」約束違反である。おまけにもう一つの新聞では、米軍が約束したといふけれども、それは全くそとどと書いてある。それが明らかになつてきた。そこでここには「予告は特定艦」だけ、
「全艦の事前チェック困難」一問一答の結果が全部出てる。たいへんな騒ぎになつてているわけです。二十四日は臨時県会です。このために臨時県会を開くわけですからね。そういう状況ですかね、これはやはり皆さん、どなたか責任ある方が行つてみないと、私は現地をよく見て申し上げる

解けない、こういうふうになりかねないわけあります。いまあなたのほうで電気ノイズをしきりに言われるけれども、全部構造まで明らかになっているわけですよ。今度あなたのほうの科学技術庁が新しい機器を入れてというが、どこに何を入れてどうするかということを——これは米海軍基地です。問題が起こつておるのはこの六号ドック、ここにナンバーワンのモニタリングボストがあります。ナンバースリーのモニタリングボストは六、七バースの、つまりここにハドックが着いているわけです。しかもブレイリーといふ船がその百メートル前に現にぼくらが行つたときはあつたわけです。ここに空中から線をとつてゐるわけです。地中からでないんですよ。地中からとつたのではなく空中からとつていますから、それは当然電気ノイズがあるはずだ。ところがそれもいままでは月に二回程度しかなかつたといふんです。さうですね。原子力軍艦放射能調査指針大綱、おたくのほうは四十三年九月五日付で出しておられる。この大綱に基づきますと、通常でも調査をしておるわけですから、いま始まつたのではない。通常やつていて、入つてきたらさうに回数をふやしたりしてやるわけですから、通常やつていてる形の中では月に二回ぐらゐしかそういう振れはない。ところが今回ハドックが入つてきてから連日という。こんなばかな話はだれがどう考えてもない。おまけに、これはどういう構造で配線がしてあって——これが六号、これが七号バースですが、ここにあるのです。ここにボックスがありまして、これがいまの三号のモニタリングポスト。どういうふうに配線がしてあるか、全部入つてゐる。ここの一一番突端でやつてあるわけですからね。水中が一つあります。橋の脚のところに空中のやつ、陸上のやつがある。ところが、これにいにもかかわらず、今回立て続けに十四回、さらにきのうまた出てきている。こうなると普通の状

○大出委員 外務大臣の時間が少ないようござ

ただいまのを言つていただかぬと、こう言つたから向こうがこう言いましたというだけではこの疑問は解けない。市民の皆さんで原潜入港に賛成された方に聞いてみても、言つちやぐあいが悪いからじやましているんでしよう、こう言つているのです。それでは私はやはり事が済まぬと思うのです。そこらのところ、どういろいろに判断されていますか。いまのお話によると非常に抽象的で、つまりたくさん艦船が入ってきてレーダーを使うのだから、調査の機器のほうからいつでもそれをカウンターする機器はできないのだからしたない、こうし科学技術庁長官がこの時点でおっしゃるのだとすれば、調査の方法はないといふ結論をあなたお出しになることになるのです。が、そのところはいかがですか。

いまのようにたひたひやつておるということはつきましては、これは向こうに特殊の事情があるかもしません。私どもはよくわかりませんけれども、この機器のほうが十分間に合わなかつた。これは私ども非常に遺憾に思つておるのですが、さればそれをほつておくかといいますと、そうじやありません。それは平生からチャートのあらわされる図形を研究しております、レーダーのものはこういう形になると、いろいろなことを大体私のほうで研究いたしておりますので、これはレーダーのものだと大体判定がつくようになつております。その方法によりましてやつておりまするし、今後なおこの点につきましては私どもで、もうの研究をしまして、このハドックが出ていつたあとにおきましてさらにいろいろの研究をして、資料を集めることにいたしたい、かようと思つておる次第であります。

○大出委員　ハドックが出ていったあとでとおつしやるけれども、いま入つていてまだ二十日ままでいるんですよ。いま入つていて毎日大騒ぎが起つてゐるわけですよ。新聞記者も毎日行つておるんですよ。それをのんびり、出ていったあとで

開いて、市民大会までやろうとして大騒ぎになつてゐる。そんなゆうちよらなことを言つてそれに備えておつて、いま長官は特殊な事情が向こうにあるかもしれないと言うけれども、その特殊な事情とは一体何ですか。誠意がないですよ。

○木内國務大臣 私がいま申しましたのは、ことばが足らなくて誤解を生じられているようではあります。いまでも波の形などを調べましてそれに備えておりますが、レーダーのものを鑑別する機器がいま不十分でありますから、そういう点について、あるいは他の資料、どうやってこれを判定したらいいかということについて将来も引き継いで検討して準備をしてまいりたい、こういう意味で申し上げておるのであります。いまやらないといふ意味ではもちろんないのですから……。

○大出委員 外務大臣、これは一定の時間、たとえば調査する時間がきまっているのですから、その時間については、このレーダーについては全部米軍管理なんですが、時間帯をきめてやれないことはない。やる気があるかないかが問題です。やつて、そういうノイズが一切入つてこないようにしてやつてみたらこうだといふような形のものをやはり米軍との間で明確にする。往々にして、大使館にものを言つたやつが米軍に行くときには、さんが大使館の立ち会いで米軍に話すなり、科学技術庁長官もおいでになるなり、国民の前に政府は誠意を持つてここまでのことやつたのだ

これはいにしえの科学技術庁長官でおいでになつたときに、あれだけ長い時間、絶対心配をかけないと当時外務大臣はおつしやつたわけですよ。やはりそこまでおやりになつて、それを国民の諸君が見ておつて、なるほど努力をしておるんだ。その結果としてこうこういう隘路がある。だとすれば、それをどうするかというふうにものごとを進

○要知國務大臣 大いにやりたいと思つております。
従来も、先ほど報告がありましたように、本業なら外務省としては、現在はオズボーンを長とする大使館が交渉相手でござりますけれども、しかる外務省からも直接に參謀長にも接触を持つてゐるというのは、ただいまも御指摘がございまして、よう、にして大使館と軍當局の連絡が悪い、あるいはこちらの本意が必ずしも十分に通らないこともあり得るといふようなこともわきません。そういう措置をとつておりますし、先ほども書が小さくてお聞き取りいただけなかつたかもしちませんが、一月以降連日にわたつてやつております。しかし、いま木内長官からお話をございまつたように、科学的に、たとえば機器などについて、まだ十分な科学的にも用意ができるないというものもあるようですが、しかし私は、たとえば木内長官の言われましたように、原潜が入つていいときの状況がどうであるかといふようなことがはつきりわかれは入つたときの場合と比較して市民の方々にもおわかりをいただけるのではなかろうか、そういうふうなところにもわがほうとしてもまたやれるところもまだ相当あるのぢやなかろうかと思います。アメリカとの関係はもちろんどの責任でござりますから、今後も十分連携をとつてまいりたい、申し入れもしたいと思います。また、その結果についてこちらの本意がどういうふうに現地の具体的な事項に反映するようにこの上とも努力してまいりたいと思います。
○大出委員 くどいようですが、これは外交上の格の問題もありましょくから、それは当然大臣におまかせするわけですから、たとえば、オズボーン代理大使も事あるごとに出てきて外務省にも大臣にも言つてゐるわけです。この際、こういう状態なんだからオズボーン臨時大使に出てきて

直接会って、国会でも問題になつてゐるのだから、やはり同席されるなり、何かそういうふうなことを考えていただきたい。また、科学技術庁長官のほうからも外務省を通じての外交折衝でしょうけれども、で特にこうしたい、とにかく米軍の努力でレーダーをとめる、そんしてその時間帯で調べたいなら調べたい。やはり何らかの具体的な措置をオズボーン代理大使を呼ぶあるいはウイルキンソン氏かマッキーキー氏か、とにかく呼ぶという形、そういうふうなことを具体的におやりいただきたいと思うのですが、くどいようですがいかがですか。

○愛知国務大臣 そういう点、方法論等いろいろございますと思いますが、私としては、実効が上がつて、少しでもみやかに、一人でも多くの方々に御安心願えるように、私できるだけのことは誠意をもつていたいと思います。

○大出委員 そういうこともお考へいただくということです。

そこで、科学技術庁長官に承りたいのであります、いま外務大臣から、つまり平常の場合の状況がどうかということを調べて比較をしてみてとおっしゃるのだけれども、皆さんが出でられておられますこの「原子力軍艦放射能調査指針大綱」には、平常のものが全部書いてあるのです。書いてあって、その測定結果に対する無用の不安を持たせないための注意も十分に払わなければならぬということから始まって、分担が全部まとめて、平常の場合はどうすると全部書いてある。定期調査。いいですか。海水、海底土、放射能から海産物に至るまで四半期ごとに採取までして全部分析を行なうことになつてゐるんですよ。これはきまつてゐるのです。やつていなければやつてないほらがおかしいので、きめたとおりやつておらぬということになる。そして非常時の場合にはどうする、寄港のときはどうするということを書いてある。だから定期調査と非寄港調査、来ていない

いときの調査。非寄港調査といふものは軍艦入港の二十四時間前から出港までの期間をいう。だから皆さんは平常の二十四時間調査しておる。その平常、定期両方の調査の結果、その種のノイズは今まで一ヶ月に二回しかない。一ヶ月に二回しかないものが十日に入ってきて十八日現在、あるいはきょうまでの間に海中において十二回、陸上において十四回をこえてしまふなどといふことは、だれが考へたってあり得るはずがないでしょう。しかも、長官、あなたは一次冷却水でないとおっしゃる。ならば私はあなたに承りたい。一次冷却水といふものはどういう場合に出てくるのですか、お答えください。

○木内国務大臣 私のほうは、報告として原潜から出でるものでないという報告を受けて、またその旨を発表しておるのですが、いまの一次冷却水のことにつきましては専門的なことありますから、政府委員からお答えいたさせます。

とはちょっと違う点もあるようでござります。しかし、アメリカとしては約束した以上、急には念を入れて第一次冷却水を出さないようにする、こういう努力のあらわれであつて、おことばを返えすようですねけれども、今まで出ておったから出ないようになります。私は考えたくない点ですけれども、しかし、こうやって日米協力をしまして、まず第一に第一次冷却水が出ないと、うことを、何といいますか、確立することが何よりも私は大切なことだと思いますので、そういう点はひとつ今後も科学技術庁に私も御協力をいたしまして、ほんとうに冒頭に申しましたように、数年前のことはいつも念頭にございますから、ひとつ御信頼いただきたいと思います。あと足らざるところは何でも御注意いただきたいと思います。

○大出席委員 これは予算委員会じゃございませんので、予算委員会とこれは事件が起りますが、そういう気は毛頭ありませんから、とにかく万全を期していただきたいという気持ちのほうが先に立って質問しておりますから、その辺はそういうふうにおく取りいただきたい。

そこでふしきなことだらけなんですねけれども、海上保安庁が担当することになつておりますモニタリングボート、御存じでござりますね。空中と水中の検査に検査機器を持つて出かけて行く船でございますが、このモニタリングボートなるものは、まことにくらいの大きさかといいますと、四・七トンぐらいです。私は浜育ちですから、そのぐらい言えは大きさがわかりますけれども、小さなものです。四・七トンですから三人ぐらいいしか乗れない。その船ですから、新聞記者が何とか乗せてくれと言つても、定員上乗せられない。横須賀市での職員が乗せてくれと言つても乗せられない。そうなるとわざか二、三の限りある方が乗る以外にない。しかし少し波が高いと、湾内であっても

○木内國務大臣 ただいまお話をありましたような点も、もちろん私はあるだらうと思うのであります。私のほうは横須賀の市役所と海上保安部と共同しまして、私のほうの課長が行つて調査班長になつておりますので、ボートのほうのことは海上保安部にお願いをいたす、委託するといいますか、お願いする。ボストのほうのことは横須賀市のほうにお願いする、そうして私のほうは四名ばかり参りましてお手伝いをしているといふようなわけであります。いまのよろなこととは、波が高くて回れないといふよろなことがあるとすれば、その点については将来大いに考えなければならぬと思います。

○大出委員 それは長官、おたくのほうで出してある資料に割り当て担当が全部書いてあるのですから、先刻わかつてゐる。そんなことを聞いていいのではありません。端的にそのボートで調査ができると聞いています。これはできないのです。しかも新聞記者も乗せられなければ、担当の横須賀市の職員も乗せられないということになりますと、市議会に對してどう言うのです。市は一体何を見すかと聞いている。これはできません。しかるべきだと言わても、乗つておりません、どうして乗らないのだ、乗れないのですといふことになる。市民に對して、新聞記者自身が見てきたかと言わざれども、乗れない。どうでしょう。いまてきたのだと言わても、乗つておりません、どうして乗らないのだ、乗れないのですといふことになる。市民に對して、新聞記者自身が見てきたない。市議会に對して責任ある市の職員を連れて

はやつてはいるのかということになるでしょう。それはやはりお考へいただかなければならぬ。それあなたは簡単にそれは一次冷却水がないなんふうなことをおっしゃつたって、これはとおりませぬよ。

もう一つ申し上げましょう。ここにおたくのほうの機器が書いてありますね。モニタリングポストがある。ポストがある。横須賀の場合にはポストが四カ所、ポイントが六カ所、こうなつていふ。そこでまず空間及び水中の放射能測定検査、これをやることになっている。そしてここにどういう機器を使うかといふことも書いてある。GMカウンター。そうすると水中シンチレーションカウント、測定範囲は二メートルしかない。やつてはいる諸君に直接私は聞いてる。そんなると私が申し上げたように、原子力潜水艦から出でてくるその排出口がわからない、排出口から二メートル離れたところに水中シンチレーションが働いておればわかる。ところが二メートル以上離れておつたら測定能力なし。ゼロです。そうすると、正確に調べるのには、原潜の回りに二メートルかぎり全部水中シンチレーションを入れておかなければわからぬことになる。事実そうでしょう。これはしろうとにやらしているのだけれども、訓練も重要なところには、今までしてやることになつてゐるその訓練も重要なところだけれども、それにしても、その機器といふものはそれしか測定能力がない。それで測定ができないと思えば、これは非科学的な科学技術庁にならざるかということは政府委員のほうからお答えをなさります。

それから、二メートルで確かにやつております。が、そこで引っかかりました場合にはすぐに水とどろを全部取る基準にしておりまして、それで、一度引っかかればすぐそのところの水はとどろを取つて分析をして追跡をするということになります。

○大出委員 それから空中の場合に、さつき申し上げましたように配線のしかたが上を通つているのですね。これは専門屋に聞いてみると、何で地下にしないかと言ひます。そのくらいのことですが科学技術庁はわからぬのかといふ言い方をする。やる気がないからどういうことをするのだという言い方をしておりますよ。専門家は、皆さん御存じのように、あそこのすぐそばにその方面的専門家がいるのですから、横須賀には武山に立教大学の研究所もあるのですから、だからそちらのところも皆さんやはり考えていただかぬと、あまりといふおさなり、形式的であつて、本来から原潜が入つてくるのはやむを得ないという前提に立つてものを考え方になるから、調査のかつこうだけとつておけばいいということになつてしまふ。それでは私は事済まぬと思うのですが、長官、新聞に科学技術庁長官の立場でこの書き込みたいなことをお述べになつておりますが、今回の件についてもう一ぺんお答えいただきたいのですが、いまとりあえずどうしようというふうなことを考えておるのか、先々どういう体制をお考えになつておるのか、お答えを願いたい。

○木内国務大臣 私が先般新聞にそういうことを話したことは事実であります。とにかく私どものほうとしましては、今日まではできるだけのこと前長官以来やつてきておる、皆さんが必要なういうことを頭に置いて、今度はひとつ専門家を集めまして再検討して、皆さんに御心配をかけな

いようにできるだけの努力をいたしたい、こういふ意味で申し上げたわけであります。

○大出委員 それともう一つ、これに予算がございまして、どのくらいの金を使ってどのくらいのものを集めるかという、つまりことに収容備品類一覧表と、いうのがございまして、これは愛知さんのときからこういうふうにおやりになつて、いたのじやないかと思うのですが、これを見ますと、波高分析器、これは四百チャンネル、四百五十五万五千円、これが一番高いです。あとはGMS一〇一〇なんといふ検査器、これは物理測定器ですが、これが八万円だとか、あと科学実験室の中身の機器、みんな書いてあります。全部で七百八十萬円しかかけない、何からかにから全部三万九千円しかかけない、何からかにから全部入れて、例のいまおっしゃつたどろだの波高調査なんかやつて、いるところへ行つてみると、実際に山型が一ぱい出てきておりますよ。そうしてやつて、いる方はどういう方がやつて、いるかといいますと、保健所の所長さんの古手の方がやつて、いるのであります。それは保健所とこの種の科学技術とどう関係があるかぼくは知らぬけれども、あと二、三人いる人はみんな各課から寄せ集めの人だ。衛生局の人だとか——衛生局の人なんからちよつと放射能なんかわかりませんよ。だから、実験室の中に入つてみるとこんな高い波形が出ているから、あれは何だと聞いたら、ストロンチウムの山型だらうと思ひ、そこから話が、中國の核実験の影響がまだ少しあるんじゃないですかなんといふうにいく。

そんなことではとてもじゃないが、こつちがあきれ返つて返答ができるようなことを言ふのですよ。そういう形で、あなたが幾ら何でも第一次冷却水、そんなものはございませんとぬけぬけとおつしやつたって、世の中には通りませんよ。そしたら、これだけの騒ぎになつたら、あなたは一ぺんくらいお出かけになつて、心配して科学技術のヘッドが出てきた、そしてこれはいかぬこと、やはりそこで市民に向かつてものを言ふ、そし

て米軍に向かつてものを使うという姿勢をちゃんとおとりいただかねと、全くその辺のことはいまして、どのくらいの金を使つてどのくらいのものを集めるかといふ、つまりことに収容備品類のときからこういうふうにおやりになつて、いたのじやないかと思うのですが、これを見ますと、波

高分析器、これは四百チャンネル、四百五十五万五千円、これが一番高いです。あとはGMS一〇一〇なんといふ検査器、これは物理測定器ですが、これが八万円だとか、あと科学実験室の中身の機器、みんな書いてあります。全部で七百八十萬円しかかけない、何からかにから全部三万九千円しかかけない、何からかにから全部

入れて、例のいまおっしゃつたどろだの波高調査なんかやつて、いるところへ行つてみると、実際に山型が一ぱい出てきておりますよ。そうしてやつて、いる方はどういう方がやつて、いるかといいますと、保健所の所長さんの古手の方がやつて、いるのであります。それは保健所とこの種の科学技術とどう関係があるかぼくは知らぬけれども、あと二、三人いる人はみんな各課から寄せ集めの人だ。衛生局の人だとか——衛生局の人なんからちよつと放射能なんかわかりませんよ。だから、実験室の中に入つてみるとこんな高い波形が出ているから、あれは何だと聞いたら、ストロンチウムの山型だらうと思ひ、そこから話が、中國の核実験の影響がまだ少しあるんじゃないですかなんといふうにいく。

そんなことではとてもじゃないが、こつちがあきれ返つて返答ができるようなことを言ふのですよ。そういう形で、あなたが幾ら何でも第一次冷却水、そんなものはございませんとぬけぬけとおつしやつたって、世の中には通りませんよ。そしたら、これだけの騒ぎになつたら、あなたは一ぺんくらいお出かけになつて、心配して科学技術のヘッドが出てきた、そしてこれはいかぬこと、やはりそこで市民に向かつてものを言ふ、そし

てやつて、いるようでございます。
それから、いまお話をありましたように、人員などに不備な点もあるでしょう。しかし、私どものほうは、ボストのほうのことは横須賀市に委託してやつて、いるということにしております。海上のほうは海上保安部に委託してやるということになっておりま

りますが、私のほうから課長以下四名を出してお手伝いをさせております。横須賀市のほうとして、二十名近くの人を出しておるらしいのですが、これはやはり横須賀市の人員の都合がありまして、何か多少経験あるといいますか、何かそういうことがあります。そういう点もひとつ大いに今後改めていく

たいと思います。
○大出委員 どうも、きわめて非科学的な方が科学技術庁長官をおやりになつて、いたのでは困る。現地の方々に聞いてみれば、みんないろいろと何もわからぬといふのだからしようがない。専門的な人を集めて置いておいても、月二回しか通常の場合はやらない。市に払えといつたてそんな人件費は実際には払えない、議会で断わつてしまつますよ。ですから、そのつと各課から手すきの人を集めることです。それでもいろいろ調査に行くのですから、人件費を払わなければいけぬ。横須賀市にとつてみれば、市の手に負えない、市で

木村助役さん自身がちゃんと言つて、いる。ですかね、こんながめてみて、市に負えない、市で法は國、県といふ段階で責任を持つていただく以

外にない。そこまでいけば、全國に何カ所もあるんだおとりいただかねと、全くその辺のことは、すべて原子力局の放射能課なんといふのでは、これは問題にならぬじやないですか。どうですかいまでの点は、ちゃんと過ぎるじやないですか。
○木内国務大臣 いまお話をありましたのは七百万円ではなくて、私が聞いておるところによりますと、予備費まで入れれば千九百万円までは出し

ておきます。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をいろいろありました

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得るものだらうと思って、横須賀市等とも協議をしてこれを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 金の話は、建物の改修工事費が百二

十万とか、あるいは空気調節器が幾らとか、そ

うようなものまで入れば、そらかもしません

けれども、私は機器の話だけしたわけですね。で

すから、予算的にどうのこうのというのではなく

、こういふことこそ一つ間違つたら人命に影響

があることですから、当然の措置としてやはりそ

れはおたくのほうでおやりになるのがあたりまえ

です。そうでなければものごとは片づいていきま

せんよ。これはやつて、いる方々は反応バッジとい

うものをつけて、いるのです。ところが何か反応が

あつてどうするかといふことになると、これを

やつて、いる人に緊急の場合にどうかといつたら、非

常に不安だということですよ。緊急に事故があつた、強烈な反応があつて海水に放射能が出た、人

体にたいへんな影響があるという場合に、どうす

るといふ措置をきめておられますか。

○木内国務大臣 政府委員からお答えいたさせま

す。そのために現在私のほうからは、放射能課と

いうものがございますが、その半分——半分ま

で、市にこんな寄せ集めをさせないで、ちゃんと

いたします。それからたまたま、できるだけ放医研

の専門家も入れておりますが、この体制をとつて

おります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

につきましては、実は確かに維持費と申しますが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

六十万円を計上したい、そういうふうに考えてお

ります。

それから先ほど金のことがございましたが、金

であります。それで、どうです。

専門家を配置して、どこから見ても心配のない体

制をおつくりになることが、原潜入港当初の約束

であるはずですよ。そうでしょう。これは責任を

持つてやつていただけますか。そのところはどうですか。

○木内国務大臣 いまお話をありましたように

が、千九百万円の経費で大体これはまかない得の

ものだらうと思って、横須賀市等とも協議をして

これを始めたのですが、いまお話をような点はも

ちろんこれを考慮しまして、将来におきましては

できる限りのことはいたしたいと思つております。

○大出委員 その場合佐世保のよう、それは機械が間違つて、いるのだろう、もう一べん調べてもらひます。それで、やはりこう

いうようなら返つて、市民感情になつてきますから、

どういふふうに考えておきますが、金

につきましては、今度の予算で三百萬ほどつけまして、い

ます。それで、百六十万円でございましたが、今度は四百

りません。レーダーが出てる。おたくのほうは機器買うときには、それを観測するといふこともできないという前提で買っている。それは観測できない。初めからわかつて、そんなことは。そうであったとすればこれはたいへんな事件です。幾ら外務省がものを言つたつた方は直さない。幾ら科学技術庁がものを言つたつて相手方は直さない。なお続いている。だとすると、これはいま私が言つたように受け取らざるを得ない。調査をさせない、正確な数値が出せないようにしておく、こういうふうに勘ぐらざるを得ない。あなたのほうで、私がこれだけ疑問を持つていてますが、解明していただけますか。長官どうですか。

○木内国務大臣 お答えいたしますが、その間の事情は私には了解できないのですが、特殊の事情があつて今回やつておるものだらうと思います。

今後、そこですから私は出たあともひとつよく調べておきます、こういふことを申し上げておるのあります。

○大出委員 大臣の時間の関係もあるようですが、たまたま今回は、くどいようござりますが、その方面を手がけておいでになつた外務大臣でございますので、先ほどすでに答弁いただいてしまつておりますから、それと科学技術庁の新長官に十分ひとつ、これは村田さんもおかわりなつて新しい方のようござりますが、ひとつ当時のいきさつもござりますので、これ以上になつたらこれはえらいことになりますので、そのと手を打つていただきたい、こういふうに考へるわけでございます。

あと一点だけ承つておきたいのでありますけれども、山上さんおいでになりますね。外務大臣、この間予算委員会のほうでお出しをいたいたい資料がここにございまして、これは安全保障協議委員会の昨年の会合の席上で、これは現外務大臣と有田防衛庁長官が御出席になつておる十二月の二十三日の会合で、約五十の施設、区域に關して返

りません。レーダーが出てる。おたくのほうは機器買うときには、それを観測するといふこともできないという前提で買っている。それは観測できない。初めからわかつて、そんなことは。そうであったとすればこれはたいへんなことは。そうであつたとすればこれはたいへんな事件です。幾ら外務省がものを言つたつた方は直さない。幾ら科学技術庁がものを言つたつて相手方は直さない。なお続いている。だとすると、これはいま私が言つたように受け取らざるを得ない。調査をさせない、正確な数値が出せないようにしておく、こういふうに勘ぐらざるを得ない。あなたのほうで、私がこれだけ疑問を持つていてますが、解明していただけますか。長官どうですか。

○木内国務大臣 お答えいたしますが、その間の事情は私には了解できないのですが、特殊の事情があつて今回やつておるものだらうと思います。

今後、そこですから私は出たあともひとつよく調べておきます、こういふことを申し上げておるのあります。

○大出委員 大臣の時間の関係もあるようですが、たまたま今回は、くどいようござりますが、その方面を手がけておいでになつた外務大臣でございますので、先ほどすでに答弁いただいてしまつておりますから、それと科学技術庁の新長官に十分ひとつ、これは村田さんもおかわりなつて新しい方のようござりますが、ひとつ当時のいきさつもござりますので、これ以上になつたらこれはえらいことになりますので、そのと手を打つていただきたい、こういふうに考へるわけでございます。

あと一点だけ承つておきたいのでありますけれども、山上さんおいでになりますね。外務大臣、この間予算委員会のほうでお出しをいたいたい資料がここにございまして、これは安全保障協議委員会の昨年の会合の席上で、これは現外務大臣と有田防衛庁長官が御出席になつておる十二月の二十三日の会合で、約五十の施設、区域に關して返

還、共同使用、移転に関する案が提出されておりますが、私は、この中身等からいたしますと、米軍基地が今後幾つかに分かれて返還あるいは移転といふ形に動きそうな感じが受け取られるのであります。それとからんで、その前に一つ承つておきましたのは、いまの横須賀の異常放射能事件とからみまして、あそこの軍関係で働く方々の作業の態様につきまして、今まで施設庁と全慰労組合の方々との間で、直接作業はしないという約束事があつたはずでございますが、ここにございますけれども、御記憶ござりますか。

○山上(信)政府委員 詳細なことはちょっと承知いたしておりますが、大体におきまして直接作業はしないといううたてまえになつております。

○大出委員 そうしますと、今度直接作業をやつておるのでですが、これはどういうことになりますか。

○山上(信)政府委員 原子力関係に触れるようない直接作業はしないということに私は承知いたしております。もしそういうふうなことがござりますれば、あらためてまた米側と話し合いをいたしたいと思います。

○大出委員 三十九年の九月に直接作業の拒否の申入れがあつて、これに對して、直接作業はしない、間接作業つまり制服の洗たくなどの管外の仕事、これが原則になつておる。御記憶ありますか。

○山上(信)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、原子力装置に触れるような直接の作業はいたしませんといふことに承知いたしております。

○大出委員 その約束の當時のいきさつ、だれか正確に言つていただけませんか。

○山上(信)政府委員 労務関係の者はきょう来ておりません。そういう御質問があるといふことを聞いては何ですが、原則といつてしまつては直接な取り扱いはいたさない、しかし全然関係がないかといふと間接的にあるいは触れるようなものがある

かもしれません。しかしながら、それはわれわれとしては直接にそういうものに関係する作業はないたさないといふふうに承知いたしておりますが、さようなことをさせておるのであれば申し入ります。それとからんで、その前に一つ承つておきましたのは、いまの横須賀の異常放射能事件とからみまして、あそこの軍関係で働く方々の作業の態様につきまして、今まで施設庁と全慰労組合の方々との間で、直接作業はしないといふ約束事があつたはずでございますが、ここにございますけれども、御記憶ござりますか。

○山上(信)政府委員 詳細なことはちょっと承知いたしておりますが、大体におきまして直接作業はしないといふたてまえになつております。

○大出委員 そうしますと、今度直接作業をやつておるのでですが、これはどういうことになりますか。

○山上(信)政府委員 原子力関係に触れるようない直接作業はしないということに私は承知いたしております。もしそういうふうなことがござりますれば、あらためてまた米側と話し合いをいたしたいと思います。

○大出委員 三十九年の九月に直接作業の拒否の申入れがあつて、これに對して、直接作業はしない、間接作業つまり制服の洗たくなどの管外の仕事、これが原則になつておる。御記憶ありますか。

○山上(信)政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、原子力装置に触れるような直接の作業はいたしませんといふことに承知いたしております。

○大出委員 その約束の當時のいきさつ、だれか正確に言つていただけませんか。

○山上(信)政府委員 私の記憶しておるところでは、たゞいま申し上げたように原子炉等のそらいつた原子力装置を直接作業はいたさないといふのと、当時例示的にそういう説明をしたことと私は了解しております。したがつてこの関係は、ちよつと私専門でないから、ただいま急のお話でござ

いませんからわかりませんが、電気系統とか司令塔とかいりますと私は少し離れておるような感じがいたします。したがつて、直接でないような印象でござりますけれども、なおよく調べまして、またいづれ御報告いたします。

○大出委員 それを直接おやりたなつてない山上さんのことですからそれ以上詰めませんが、一つ間違いますと作業拒否にありますから、一切作業しませんから、そうするとまた米軍との間、市民との間にいろいろな問題が起りますから、早急にひとつ調査をいただいて、そういう不測の事態にひつて調査をいただいて、そういう不測の事態にならないようよりに、世論がこれだけわいておると、それにやぐらを組みまして全部日本人従業員が現に作業をやつておる。これは三十九年九月の防衛庁と組合側との約束に対し明確に違反である、こういうことです。これはいま担当の方がおいでにならないとおつしやるところで詰めようがありません。ありませんが、三十九年のときの約束の中心は何かといふと、制服の洗たくだと主として管外の仕事が原則です。しかもこの電気配線まで手をつけるようになるとすれば、いま長官の答弁で言ふ直接それにつける、まことに近い。そこまで仕事の中身がエスカレートしておるでしょう。したがつてこれは日本人従業員の安全性といふ問題も考えなければいけませんから、早急に三十九年のいきさつをお調べいただいて、この点はひとつその当時の約束事と別な方向に行かないうふうに引き戻しておいていただきたい、こういふふうに考へる。いま即答と申し上げてもあなたのはうは資料がないでしよう。

○山上(信)政府委員 私の記憶しておるところでは、たゞいま申し上げたように原子炉等のそらいつた原子力装置を直接作業はいたさないといふのと、当時例示的にそういう説明をしたことと私は早く始末することだということで、私どもはもちろんであります。が、関係各省でいまそこに重点を置いております。それが運ぶに従つて、またさらかくここまで話が出来ましたから、まずこの五十を早く始末することだということで、私どもはもうちょっとであります。

○大出委員 私、例をあげて申し上げますが、横浜市神奈川区千若町に米軍の輸送司令部の傘下にあるモーターパークがございます。このモーター・パークが、相手方の言い分等も耳に入つてそなつておるんだと思うのであります。が、これは本来

どうしてもなければならぬところだというふうに
は、私のおります横浜市の市長も前に内閣委員会
において、そのほうのなかなかの専門家の一人で
ありますけれども、そこら、あるいは私どもの耳
に入ること等からいきまして、第二次対象地域で
すか、それにもなりそうな感じの話がその筋
等から耳に入るわけであります。具体的に、随
時といまおっしゃいましたけれども、どういう形
で話し合っておられるのか、実は防衛庁政府委員
室の皆さんに伺いましたら、山上設置戸長官のほ
うは関係ない、こういうことなんですかけれども、
関係が全くないのではないかであります。そこ
ら、一体どうなつておるのか。いま一例しかあげ
ませんけれども、やはり具体的な折衝等が行なわ
れているというたために、結論は出ていないにして
もいろいろなことがぼくらの耳に入る。そこらの
ところを承りたい。

た。特に横浜市におきましては、この地域に汚水処理場をつくりたいという希望も伺っております。私自身もこの地域に実は行つてみたこともございます。したがいまして、この状況については知つておりますが、米軍は現在モーターパールを活用いたしておるというような実情でもござりますので、この点について、われわれとしては地域の希望はよくわかります。したかつて、この話を、これは協議会の内容とは一応別でござりますが、話合いはいたしております。しかししながら、この問題については非常にむずかしい問題である。ただ、できるだけ前向きで処理をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○大出委員 じゃ、大臣の時間があれませんから、最後の一問だけ申し上げておきたいと思うのです。

大臣は、アメリカに行かれて國務省の要路の方とお話しになるのが、下田大使の國務省訪問の結果、おおむね明らかになつたように思うのであります。が、六月二十二日からということです。

○愛知國務大臣 かねてアメリカ側と話し合つておりましたが、こちらといたしましては国会終了後でないと都合が悪いし、向こうの都合もございまして、結局六月の二、三、四の三日間、主としてロジャーズ國務長官と会談する。これは決定と申し上げてもよろしいと思います。

○大出委員 時間がありませんから理論的な質問は抜きにいたしまして、あらためての機会にいたしますけれども、向こうで主としてお話しになるというのは、幾つかの項目があがつておるようでございますが、大体新聞があげておるようなこと、特に沖繩問題が中心になる、こう理解してよろしくどうぞいますか。

○愛知國務大臣 そういうことになろうと思います。

きますと、何も六月に行くのだからといって基地の態様なり、返還のあり方なり、明確なことを聞かせてもらいたいと言わんばかりの話が、外務大臣の口から出てまいりましたが、アメリカ側がこの時点までにどうしても日本の沖縄返還についての基地の態様なり、返還のあり方なり、明確なことを聞かせてもらいたいということを、下田さん等に強くその意向を漏らしておるということが明らかになつておりますて、外電その他でもそぞろいうふうに入つておりますが、皆さんのほうは早急に態度をきめなければいかぬということで、たとえは返還後の沖縄の防衛体制を自衛隊中心にするとか、あるいは返還の態様についてであるとかいろいろな点をこれから詰めて、態度決定をしていかなければならぬというところにきたという、新たな事態のような感じがするのであります。そのように受け取つていいのでござりますか。

○愛知国務大臣　沖縄返還の問題は、實に大きな困難な問題だと思っております。したがいまして、私の考え方から申しますと、十一月あるいは末ごろになるかと思いますけれども、ニクソン大統領と佐藤総理が会談するというところが一番の山場だと思ひますので、私はいま申しましたように六月に会談をいたしますが、その後ロジャーズ長官を含む主要な閣僚が東京に来ることを期待しておるわけですが、その後まさに国連総会といいうようなものもアメリカで行なわれるわけでござります。それから総理の渡米ということになるとどうと思ひますので、私としては、この沖縄の問題につきましては、総理とニクソンの会談の結果、日本国民の輿望にこたえ得る結果がうまくできますよう路線を敷いていくことが、さしつき六月初めの私の役割りではないかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても、私といたしましても十二分に勉強をいたしまして、会談に入つてまいりたうに路線を敷いていくことが、さしつき六月初めの私の役割りではないかと思ひます。しかし、いよいよ重なる点でございますので、いろいろの点から真剣に検討いたしておりますけれども、まだわれますように、特に基地の態様等について是非常に大きな点でございますので、いろいろの点についての考へでいくところまでは申し上げ

○藤田委員 改正するふ
　　質疑のま
　　す。三ツ林
　　業研修所を
　　修所そのま
　　産業行政の

うようなことについてお尋ねしたいと思います。

最近のわが国の経済は順調な発展を続けており、外貨準備も、二月末には三十億ドルに達することは確実だといわれます。このように、経済が非常にうまくいっているということは、まさに喜ばしいことあります。

しかし同時に、今後のわが国の経済を考えますと、一つの大きな転換期に当面しているという感覚を深くするわけあります。たとえば、資本の自由化、残存輸入制限の撤廃、特惠関税制度の実施といった問題を見ましても、日本の経済が急速に国際化しているということを痛感するわけあります。また国内の面におきまして、鉄鋼等の大型合併、労働力不足等、中小企業問題、公害問題、過密都市、物価問題といった新しい角度から検討しなければならない重要な問題が発生しているわけであります。

このようなわが国経済をめぐる内外の情勢の変化に、今後の通商産業行政はどう対処しようとしているのか、今後の行政の重点は何かといろんについて、まずお尋ねいたしたいと思います。

○大平国務大臣 いまのお尋ねの点につきましては、この間の所信表明におきまして、概略申し上げておいたのでござりますが、仰せのように、一応わが国の経済が順調な足取りで拡大を続けておりますし、輸出も伸長の過程にありますこと、国際収支も改善を見ておる、一応順調に見えてゐるところでございますけれども、内面に立ち至つてみますと、いま御指摘のよう、内では労働力の逼迫がいよいよ顕著になってきておりますし、外からの攻勢も苛烈を予想されますし、国際通貨の情勢もこんどんとしております。したがつて、そういう方に応じて誤りない経済の運営をやつてしまひますために、私どもいたしましては、まず第一にそういう状況でござりますけれども、引き続き貿易の拡大、経済協力の推進、これは第一の課題として積極的にやつてしまらなければならぬと思つております。貿易の拡大につきましては、第一は国内の競争力の強化でござりますが、これは

あとの産業政策のところで申し上げたいと思います。

それから貿易金融につきましては、いま御審議をいただいております本年度の予算におきましては、輸出入銀行をはじめといたしまして、ある程度資金のワクを拡大いたしまして、これに対応する用意を整えたのでござりますけれども、今後

それから第二は、自由化の問題でござります。これは輸入の自由化ばかりでなく、資本の自由化につきまして、外国からの要請も強くなっておりますし、わが国自体の産業の展望を考えてみますと、これを前向きに対処いたしまりますが、日本は産業の利益のためでもあると存じまして、政府は四十六年度末までに、かなりの程度自由化をやるんだという基本の方針をきめまして、いま対処いたしております。この間は、資本の自由化の第二次の自由化を決定していただきたいわけでございます。しかし、この自由化は、これに對応いたしまして、わが国の産業体制がよくたわけでございます。したがつて、この自由化は、これが外資の圧力に耐えるだけのものでなければなりませんので、これは通産行政の面におきまして、あるいは金融、あるいは税制その他の自由化対応策とあわせてそういうものを講じながら、前向きにやつてまいりたい方針でまいりたいと思いまます。

それからエネルギー対策でございますが、これ

は三ツ林委員も御承知のとおり、ほとんど個別のエネルギー資源が乏しいわが国としましては、年々需要が増大してまいる。したがつて、海外に資源を長期にわたって確保する道を講じなければなりませんので、そういうことを各業界も努力いたしておりますけれども、政府の手で事業団等に思い切った財政資金を出しまして、探鉱にいま鋭意努力をいたしておる次第でございまして、この面は、私はまだ非常に弱いと考えております。われが特にいまから意を用いなければならぬ課題であるとおもいます。

それから第五の問題は公害問題でござりますが、ようやく公害の問題についての接近が、法制化の問題にも整いつつあるわけでございまして、この間は二硫化炭素に対する環境基準もでき上がつたわけでござりますけれども、何をおきましてもまず第一に私どもが心がけなければならないのは、公害防止技術を政府が主動力になりまして、開発するということ。それから公害防止施設に対する投資を勧奨して、それに對して政府が金制度を活用するとか、あるいは準備金制度を利用

するとか、税制面からこれをバックアップするとかの方法を講じまして、中小企業の急速な体質改善に当たらなければならぬと考えております。

それから第四の問題といたしまして、技術力の強化の問題でございます。これにつきましては、民間におきましても、ようやくいま技術力を開発する機運が高まつてまいりまして、先進国に追いつけかけた状況でございますけれども、依然としてまだ相当な格差があることは御案内のとおりでございますので、大型プロジェクト、非常に金のかかる、時間のかかる、そういうものは政府がやる。五つのプロジェクトを指定いたしまして、政府が牽引力になりまして実行にかかるべきことは、御案内のとおりでござります。それから民間もこれは十分勉強いたしまして、五つのプロジェクトを指定いたしまして、民間もこれをバックアップする体制を整えつつあるわけでございます。

それからその次の問題といたしましては、消費者行の問題、それから情報産業の育成の問題、

こういった問題は新しい時代の問題といたしまして、ようやくはしおりが見えかけたのでございまして、これに対してどうするんだという確たる政府の方針がまだきまつておるわけじゃないわけであつてなかつたほどの幅におきまして、通商産業省の大きな任務になつてまいりると思っております。

それからその次の問題といたしましては、消費者行の問題、それから情報産業の育成の問題、こういった問題は新しい時代の問題といたしまして、ようやくはしおりが見えかけたのでございまして、これから私がまだきまつておるわけじゃないわけであつてなかつたほどの幅におきまして、通商産業省の大きな任務になつてまいりると思っております。

それから私どもは十分勉強いたしまして、これから私どもは十分勉強いたしまして、これから私がまだきまつておるわけじゃないわけであつて、ようやくはしおりが見えかけたのでございまして、これに対してどうするんだという確たる政府の方針がまだきまつておるわけじゃないわけであつてなかつたほどの幅におきまして、通商産業省の大きな任務になつてまいりると思っております。

それからその次の問題といたしましては、消費者行の問題、それから情報産業の育成の問題、こういった問題は新しい時代の問題といたしまして、ようやくはしおりが見えかけたのでございまして、これから私がまだきまつておるわけじゃないわけであつてなかつたほどの幅におきまして、通商産業省の大きな任務になつてまいりると思っております。

す。

○兩角政府委員 通産省といたしましては、ただいま大臣から申し上げましたように、きわめて広範多岐な課題を持つておる現状でござります。職員の資質の向上の要請が一そう高まっておると見られます。したがいまして、ただいまお話をございましたように、従来とも各種の研修は行なつておるわけでございます。たとえば、新規の採用者に対します研修、あるいは語学研修、技術研修等はいたしてまいりました。今後も行政需要の高度化に対応いたしまして、一そう職員の資質を高めますする見地から、研修もより幅広く、かつ奥行きの深いものにいたしてまいりたいと存じております。さような趣旨から、今般研修所の設置をお願いをいたしておる次第でございます。この研修所をつくりますことによりまして、当省いたしましての研修実施の責任体制ということを内外ともに明らかにいたしまして、質量ともに高い研修を遂行してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○三ツ林委員 通産省の研修所は、最終的なでき上がりは、なお今後に待ちたいと思いますが、とりあえず所長、主幹という幹部職制のもとに、庶務、教務の二課を置くことにいたしたいと考えております。このうちお尋ねのございました所長につきましては、官房長の兼任ということで対処してまいる予定でございます。なほ人員につきましては、計十三名の定員増ということで対処してまいりたいと思います。

○三ツ林委員 次に、この研修所は東京都に置かれるわけでありますが、研修所施設は全体としてどのよななものであるか。またその施設は、通産省の研修機関もこれを共同で利用するという内容のようであります。が、どのような機関が共同で利用

○両角政務委員 通産省研修所の施設は、東村山に置く予定でございます。現在完成に近づいておる次第でございます。総工費三億三千万円といふ予算支出を、四十二年度及び四十三年度におきましてお願いをいたしまして、完成に近づいておる次第でございます。その建物は、研修そのものをいたしまする本館が三階建を一棟設けまして、さらに研修員のための合宿の宿舎を二棟設けております。これらの設備によりまして、二百九十六名が同時に研修ができるという仕組みに相なる予定でござります。

また、お尋ねの他の研修所との関係でございますが、御承知のように、当省はそのほか計量教習所、工業所有権研修所といふものを別途持っております。これら両研修所とあわせまして、通商産業研修所を三つの共同利用ということで活用をしてまいりたいと存しております。

また第三点のお尋ねの四十四年度におきます運営予算は現在七千六百四十五万円をお願いをいたしておる次第でございます。

○三ツ林委員 次に、この研修所が四十四年度に予定している研修内容についてひとつお尋ねをいたします。

提案されております法律案によると、研修の対象は「通商産業省の所管行政に係る事務を担当する職員等」となっているが、これら通商産業省の職員以外のものについてもこの研修所で研修をすると予定しているのかどうか、ひとつ伺いたい。

○両角政務委員 四十四年度に予定をいたしております研修の概略でございますが、その第一は新規の採用職員に対しまして研修でございます。これで階層に適応いたしました研修を行ないたいと存は百十名ほど予定をいたしております。

その第二は職員の研修でございます。これは各クラスの階層別に研修計画を立てまして、それぞれ階層に適応いたしました研修を行ないたいと思いまます。

じております。予定人員は二百六十五名といふことになります。

第三は外國語関係の研修でございます。これは従来に引き続きまして八十名程度の実施をいたしたいと思います。

次に、経済関係の専門研修といふものを百八十名以上で行ないたいと思います。

そのほか各種の電子計算機あるいは技術関係の専門研修を百九十名程度予定をいたして、四十四年度予算では総計八百二十九名という規模で研修を実施いたしたいと思つております。

また、当省の職員以外がこの研修所を利用できるかというお尋ねにつきましては、この法律案におきましては、当省以外の職員でございましても、権限の委任を地方庁に行なつております関係の火薬類の取り締まり並びに高圧ガスの保安に関するまつては、これら担当の府県の職員を当研修所において研修の対象といたしまりたい、かようになります。

○三ツ林委員 各省には従来からすでに相当多くの研修機関が設置されているわけですが、それらと比較して今度設置されるこの通商産業研修所の特色といったものを、どういうものか、ひとつお聞きしたいと思うのです。

さらに、各省には従来からすでにあります、通産省もてきてから二十年ぐらいたつておるのですが、いま研修所を設置するという考え方方はちょっととおいよくな気が実はいたしておるのであります、所見もひとつあわせて……。

○両角政府委員 今般設置されます通産省研修所の各省研修所に比較しての特色といふことでござりますが、当省の研修所は、先ほど御説明申し上げましたように、職員の資質向上、能力開発ということを第一の目的といたしております。その意味で各省研修所ないしは講習所と共通の目標を持つておりますが、主としてそのような職員の資質向上といふ点に眼目が置かれておるといふ意味では、単なる技術を教えるだけのものではない、より幅の広い目標を立てておるという点が、一つ

の特色かと思つております。

第二に、当省の研修所は宿舍を設けまして合宿制をとつてまいり、それによりまして、時間的にもまた内容的にもより充実をいたした研修を行なえるようになつたという点が、特色としてあはられるかと思います。

第三点に、先ほど御指摘をいただきましたよろしく、これは当省関係各研修機関の共同利用施設ということで、効率的な運営がはかるよう配慮いたしてまいりたいということござります。

それから次は、四番目に研修の中身をいたしまして、先ほど申し上げましたように、各階層別の研修というものを特に重視をいたしてまいりたいという点が、特色にあげられるかと思います。

なお都道府県の職員でも当省に關係のある事務に関連をしていただきまする方々をもこの研修所で研修をいたすようになつたいという点も新しい点ではなかろうかと存じます。

さらに、これら研修内容に対応いたしましてつくられてまいりまする今般の研修所が、設立がおそきに失したのではないかといふ御指摘でございますが、率直に申しまして私どもさよりに存じております。ただ従来も事実上研修は各目的に応じて遂行いたしてまいつた次第でございますが、たまたま施設の予算が認められまして今年の三月に完成を見るという時期を選びまして、正式に研修所としてお願いを申し上げる、かような運びになつた次第でございます。

○伊能委員 関連。ただいま同僚の三ツ林委員から最後の点について御質問があつたのですが、私どももこうして法案を拝見してみますと、今回の通商産業省の研修所については、当然もう鉱山関係とかあるいは保安関係とか、計量の講習所、こういうものは当然の問題であります。その他されだけのものをやっておられて、なぜもつと早くいざん大臣から現在の通産行政の実態並びに今後の方向について詳細なお話をあつたわけでございますが、それらと照らし合わせたときには、これだけのものをやっておられて、なぜもつと早くはつきりした研修体制の組織ができるいなかつた

かということを、私実態を拝見して少し驚いておる次第でございますが、それと同時に研修所の組織の実態がきわめて貧弱である。わずか十数名。他の研修所関係のものも資料の中に拝見させていただておりますが、ところによつては非常に充実した形がすでに確立しておる。いま大臣の御指摘のよう重要な通商産業行政、ことに資本の自由化その他今後の科学技術の進展に伴つて日本の発展の将来は一に、通商産業省の仕事がいよいよいっぱい形で運営されるかいかないかということにかかるつておるというようにすら私も考えますので、この問題についてこの程度の人間で单なる庶務的なお世話をだけでもこれだけの十数項目の研修内容にはたして対応し得るかどうかということを非常に心配をいたしますと同時に、官房長御指摘の、所長が官房長兼任であるというような点等も、私どもとしては非常に、何と申しますか、当面行政の合理化といふような方面から人員等についていろいろ制約はあるうかと思ひますが、この問題の今後の処理と、研修所を今後どういうようにもういろいろな点等についても大臣からお考えがあれば伺つておきたい、かように思います。

○大平国務大臣 きわめて御理解と御同情ある御発言をちょうだいしてたいへん感謝にたえません。事実たいへん設立がおくれたことに対しまして残念に思うでござりますけれども、ようやく三億円をこえる施設をちよだいたいとした機会にりつぱな研修所を責任を持つてつくり上げていかないと相済まぬと考えておる次第でござります。

人員の点につきましては、政府全体といたしましていま人員を一人ふやすことにつきましてもたいへん重い制約がありますことは伊能先生もよく御承知のとおりでございまして、ただ幸いにいたしましていま上程されております総定員法が国会で御承認を賜りますならば、通商産業省全体といたしまして研修の計画運営につきまして省内の

要員を動員できる姿勢がかないますので、御指摘の運営要員の充実につきましては、責任を持ってお化その他今後の科学技術の進展に伴つて日本の発展の将来は一に、通商産業省の仕事がいよいよいっぱい形で運営されるかいかないかといふことにつれておるというようにすら私も考えますので、この問題についてこの程度の人間で单なる庶務的なお世話をだけでもこれだけの十数項目の研修内容にはたして対応し得るかどうかということを非常に心配をいたしますと同時に、官房長御指摘の、所長が官房長兼任であるというような点等も、私どもとしては非常に、何と申しますか、当面行政の合理化といふような方面から人員等についてもいろいろな点等についても大臣からお考えがあれば伺つておきたい、かのように思います。

○伊能委員 この委員会では、かねて人員の合理化あるいは増員の問題等については特に超党派化

で、通産省については特許庁の審査事務、法務省については登記事務、運輸省の車検登録といった各種の運営要員の充実につきましては、責任を持ってお化その他今後の科学技術の進展に伴つて日本の発展の将来は一に、通商産業省の仕事がいよいよいっぱい形で運営されるかいかないかといふことにつれておるというようにすら私も考えますので、この問題についてこの程度の人間で单なる庶務的なお世話をだけでもこれだけの十数項目の研修内容にはたして対応し得るかどうかといふことを非常に心配をいたしますと同時に、官房長御指摘の、所長が官房長兼任であるというような点等も、私どもとしては非常に、何と申しますか、当面行政の合理化といふような方面から人員等についてもいろいろな点等についても大臣からお考えがあれば伺つておきたい、かのように思います。

○大平国務大臣 きわめて御理解と御同情ある御発言をちょうだいしてたいへん感謝にたえません。事実たいへん設立がおくれたことに対しまして残念に思うでござりますけれども、ようやく三億円をこえる施設をちよだいたいとした機会にりつぱな研修所を責任を持つてつくり上げていかないと相済まぬと考えておる次第でござります。

人員の点につきましては、政府全体といたしましていま人员を一人ふやすことにつきましてもたいへん重い制約がありますことは伊能先生もよく御承知のとおりでございまして、ただ幸いにいたしましていま上程されております総定員法が国会で御承認を賜りますならば、通商産業省全体といたしまして研修の計画運営につきまして省内の

要員を動員できる姿勢がかないますので、御指摘の運営要員の充実につきましては、責任を持ってお化その他今後の科学技術の進展に伴つて日本の発展の将来は一に、通商産業省の仕事がいよいよいっぱい形で運営されるかいかないかといふことにつれておるというようにすら私も考えますので、この問題についてこの程度の人間で单なる庶務的なお世話をだけでもこれだけの十数項目の研修内容にはたして対応し得るかどうかといふことを非常に心配をいたしますと同時に、官房長御指摘の、所長が官房長兼任であるというような点等も、私どもとしては非常に、何と申しますか、当面行政の合理化といふような方面から人員等についてもいろいろな点等についても大臣からお考えがあれば伺つておきたい、かのように思います。

○伊能委員 この委員会では、かねて人員の合理化あるいは増員の問題等については特に超党派化

で、通産省については特許庁の審査事務、法務省については登記事務、運輸省の車検登録といった各種の運営要員の充実につきましては、責任を持ってお化その他今後の科学技術の進展に伴つて日本の発展の将来は一に、通商産業省の仕事がいよいよいっぱい形で運営されるかいかないかといふことにつれておるというようにすら私も考えますので、この問題についてこの程度の人間で单なる庶務的なお世話をだけでもこれだけの十数項目の研修内容にはたして対応し得るかどうかといふことを非常に心配をいたしますと同時に、官房長御指摘の、所長が官房長兼任であるというような点等も、私どもとしては非常に、何と申しますか、当面行政の合理化といふような方面から人員等についてもいろいろな点等についても大臣からお考えがあれば伺つておきたい、かのように思います。

○大平国務大臣 仰せのとおりでございまして、極端に申しますと、日本の産業の唯一の財産は人間だと思います。それで、われわれの頭脳と労働力の水準を高めていくことが日本の産業の将来を決定するものと思います。御指摘のとおりでございまして、政府の職員の再教育、研修といふことばかりでなく、民間企業全体の研修に政府

が十分の関心を持ち、応援をいたし、できればそれを指導してまいるということは、当然の役柄であると考えております。このよくな見地から、民間におきましても最近人材の養成にたいへん熱心でございまして、たとえば貿易界におきましては、従来から貿易振興推進本部の実務研修等が御指摘のように行なわれておりますけれども、本格的な開放経済体制に移行いたしましたので、これに即応する国際経済人を養成するというような必要から申しまして、一昨年に第五十五回の国会で御承認を得ました貿易研修センター法に基づきまして、本年十月からこのセンターが開講することになつております。また中小企業におきまして、人材の養成につきまして従来から都道府県やあるいは中小企業振興事業団によりまして研修事業が実施されておりましたが、四十四年度におきましてはこれまでの研修制度を拡充いたしますとともに、新たに中小企業振興事業団に中小企業経営者の後継者養成講座、これは期間は三ヶ月を予定しておりますが、開設いたしまして、将来の有能な後継経営者の養成という面に当たらすことになりました。

なお、このほか、産業構造審議会では、経営管理に関する各種の問題点につきまして種々検討がなされておりますけれども、通産省といたしましては、民間の能率団体等々と協力いたしまして、その成果につきましては、鋭意これを普及しようということでお努力をいたしておる次第でございまして、今後とも御指摘のように民間経営者の能力向上といふ点は、産業政策の第一の課題であることには変わりないと考えております。

○三ツ林委員 どうもありがとうございました。
これで終わります。

○藤田委員長 次回は来たる二十五日、午前十時理事会、十二時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三三分散会

昭和四十四年二月二十六日印刷

昭和四十四年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局